第二百十二号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年十二月一日

提出者　東京都知事　小　池　百　合　子

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。第二十二条第一項第一号において同じ。）」を加える。

第十一条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条第一項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同項第一号中「三十二万六千九百円」を「三十三万八千三百円」に改め、同条第二項及び第三項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十一条の四　新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第七条第二項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第八条第一項、第三項及び第四項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額）並びにこれに第十三条の二の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額（次項において「基

準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2　第二種初任給調整手当の月額は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3　第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものには、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4　前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

第二十一条第三項中「六千三百円」を「六千五百円」に改める。

第二十四条第二項の表中「百分の百二十六・二五」を「百分の百二十八・七五」に、「百分の百六・二五」を「百分の百八・七五」に改め、同条第三項中「百分の百二十六・二五」を「百分の百二十八・七五」に、「百分の七十一・二五」を「百分の七十二・五」に、「百分の百六・二五」を「百分の百八・七五」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十二・五」に改める。

第二十四条の二第二項第一号中「百分の百十八・七五」を「百分の百二十一・二五」に、「百分の百三十八・七五」を「百分の百四十一・二五」に改め、同項第二号中「百分の五十八・七五」を「百分の六十」に、「百分の六十八・七五」を「百分の七十」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第7条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	213,200	252,800	310,300	333,400	459,000	473,600
	2	214,600	255,100	312,100	335,200	460,800	475,500
	3	216,100	257,300	313,900	337,000	462,500	477,400
	4	217,600	259,500	315,600	338,800	464,200	479,300
	5	219,100	261,700	317,300	340,700	466,000	481,100
	6	221,000	263,900	319,100	342,500	467,800	483,000
	7	222,900	266,100	320,900	344,300	469,500	484,900
	8	224,800	268,300	322,700	346,100	471,200	486,800
	9	226,700	270,500	324,500	348,000	472,800	488,600
	10	228,800	272,300	326,300	350,000	474,500	490,500
	11	230,900	274,000	328,100	352,100	476,200	492,400
	12	233,100	275,700	329,900	354,200	477,900	494,300
	13	235,200	277,400	331,800	356,400	479,500	496,100
	14	237,600	279,200	333,600	358,500	481,100	497,900
	15	240,000	281,000	335,400	360,700	482,700	499,700
	16	242,400	282,700	337,200	362,900	484,300	501,500
	17	244,800	284,400	339,100	365,000	485,800	503,300
	18	247,300	286,300	341,000	366,900	487,200	505,000
	19	249,800	288,200	343,000	368,800	488,600	506,700
	20	252,300	290,000	345,000	370,600	490,000	508,400
	21	254,800	291,800	347,000	372,400	491,400	510,100
	22	255,600	293,400	348,800	374,300	492,800	511,800
	23	256,300	294,900	350,600	376,100	494,100	513,500
	24	257,000	296,400	352,400	377,900	495,400	515,100
	25	257,700	297,800	354,100	379,600	496,700	516,700
	26	258,500	299,300	355,800	381,500	497,900	518,300
	27	259,300	300,800	357,500	383,200	499,000	520,000
	28	260,000	302,200	359,200	384,900	500,100	521,600
	29	260,700	303,600	360,800	386,600	501,100	523,200
	30	261,500	305,000	362,400	388,300	502,000	524,900
	31	262,300	306,500	364,100	390,000	502,900	526,500
	32	263,100	308,000	365,700	391,700	503,700	528,100
	33	263,800	309,400	367,300	393,400	504,500	529,600
	34	264,700	310,900	368,900	395,100	505,400	531,200
	35	265,600	312,300	370,600	396,800	506,200	532,800
	36	266,400	313,700	372,200	398,500	506,900	534,300
	37	267,200	315,100	373,800	400,200	507,600	535,700
	38	268,100	316,500	375,400	401,900	508,200	536,900
	39	269,000	317,900	377,000	403,600	508,800	538,000
	40	269,900	319,300	378,600	405,300	509,300	539,100
	41	270,700	320,600	380,200	407,000	509,800	540,200
	42	271,800	322,000	381,700	408,700	510,300	541,100
	43	272,900	323,400	383,200	410,300	510,900	542,000
	44	274,000	324,800	384,700	411,900	511,400	542,700
	45	275,100	326,100	386,200	413,500	511,900	543,400
	46	276,000	327,500	387,700	415,100	512,400	544,100
	47	276,900	328,900	389,200	416,700	512,900	544,800
	48	277,800	330,200	390,700	418,200	513,400	545,400

	49	278,600	331,500	392,200	419,700	513,900	546,000	
	50	279,500	332,900	393,700	421,200	514,400	546,600	
	51	280,400	334,200	395,200	422,700	514,900	547,200	
	52	281,200	335,500	396,700	424,200	515,400	547,700	
	53	282,000	336,800	398,100	425,700	515,900	548,200	
	54	282,900	338,100	399,500	427,100	516,400	548,700	
	55	283,700	339,400	401,000	428,500	516,900	549,200	
	56	284,500	340,700	402,400	429,900	517,400	549,700	
	57	285,300	342,000	403,800	431,300	517,900	550,200	
	58	286,100	343,300	405,000	432,500	518,400	550,700	
	59	286,900	344,600	406,200	433,700	518,900	551,200	
	60	287,700	345,900	407,400	434,900	519,400	551,700	
	61	288,500	347,100	408,500	436,000	519,900	552,200	
	62	289,300	348,400	409,500	437,200	520,400	552,700	
	63	290,100	349,600	410,400	438,400	520,900	553,200	
	64	290,900	350,800	411,300	439,500	521,400	553,700	
	65	291,600	352,000	412,200	440,600	521,900	554,200	
	66	292,400	353,200	413,000	441,700			
	67	293,200	354,400	413,800	442,800			
	68	293,900	355,600	414,600	444,000			
	69	294,600	356,700	415,300	445,100			
	70	295,300	357,800	416,100	446,200			
	71	296,000	358,900	416,800	447,300			
	72	296,700	359,900	417,500	448,400			
	73	297,400	360,900	418,100	449,500			
	74	298,200	361,900	418,700	450,500			
	75	298,900	362,900	419,200	451,500			
	76	299,600	363,900	419,700	452,500			
	77	300,200	364,800	420,100	453,400			
	78	300,900	365,700	420,600	454,300			
	79	301,600	366,600	421,000	455,200			
	80	302,300	367,500	421,400	456,100			
	81	303,000	368,300	421,800	456,900			
	82	303,700	369,100	422,300	457,700			
	83	304,300	369,800	422,700	458,500			
	84	305,000	370,500	423,100	459,200			
	85	305,600	371,200	423,400	459,800			
	86	306,300	371,900	423,800	460,300			
	87	307,000	372,500	424,200	460,700			
	88	307,600	373,000	424,600	461,100			
	89	308,200	373,500	425,000	461,500			
	90	308,900	374,000	425,400	462,000			
	91	309,500	374,600	425,800	462,400			
	92	310,100	375,100	426,200	462,800			
	93	310,700	375,600	426,600	463,100			
	94	311,300	376,100	427,000	463,500			
	95	311,900	376,600	427,400	463,900			
	96	312,500	377,100	427,800	464,300			
	97	313,100	377,600	428,200	464,700			
	98	313,800	378,100	428,600	465,100			
	99	314,400	378,600	429,000	465,500			
	100	314,900	379,000	429,400	465,900			
	101	315,400	379,400	429,800	466,300			
	102	316,100	379,900	430,200	466,700			
	103	316,700	380,300	430,600	467,100			
	104	317,200	380,700	431,000	467,500			

		105	317,700	381,100	431,400	467,900			
		106	318,200	381,500	431,800	468,300			
		107	318,700	381,900	432,200	468,700			
		108	319,200	382,300	432,600	469,100			
		109	319,700	382,600	432,900	469,500			
		110	320,200	383,000	433,300	469,900			
		111	320,700	383,300	433,600	470,300			
		112	321,200	383,600	434,000	470,700			
		113	321,600	383,900	434,400	471,100			
		114	322,100	384,300	434,800	471,500			
		115	322,600	384,600	435,200	471,900			
		116	323,000	384,900	435,600	472,300			
		117	323,300	385,200	435,900	472,700			
		118	323,800	385,600	436,300	473,100			
		119	324,200	385,900	436,600	473,500			
		120	324,600	386,200	437,000	473,900			
		121	324,900	386,500	437,400	474,300			
		122	325,300	386,900	437,800	474,700			
		123	325,700	387,200	438,100	475,100			
		124	326,000	387,500	438,500	475,500			
		125	326,300	387,800	438,900	475,900			
		126	326,700	388,200	439,300	476,300			
		127	327,000	388,500	439,700	476,700			
		128	327,300	388,800	440,100	477,100			
		129	327,600	389,100	440,400	477,500			
		130	328,000	389,500	440,800	477,900			
		131	328,300	389,800	441,200	478,300			
		132	328,600	390,100	441,600	478,700			
		133	328,900	390,400	441,900	479,100			
		134	329,200	390,800	442,300				
		135	329,600	391,100	442,700				
		136	329,900	391,400	443,100				
		137	330,200	391,700	443,400				
		138	330,600	392,100	443,800				
		139	330,900	392,400	444,200				
		140	331,200	392,700	444,500				
		141	331,500	393,000	444,800				
		142	331,900	393,300	445,200				
		143	332,200	393,600	445,600				
		144	332,500	393,900	445,900				
		145	332,800	394,200	446,200				
		146	333,200	394,500	446,600				
		147	333,500	394,800	447,000				
		148	333,800	395,100	447,300				
		149	334,100	395,400	447,600				
		150	334,500	395,700					
		151	334,800	396,000					
		152	335,100	396,300					
		153	335,400	396,600					
		154	335,700	396,900					
		155	336,000	397,200					
		156	336,300	397,500					
		157	336,600	397,800					
		158	336,900	398,100					
		159	337,200	398,400					
		160	337,500	398,700					

	161	337,800	399,000				
	162	338,100	399,300				
	163	338,400	399,600				
	164	338,700	399,900				
	165	339,000	400,200				
	166	339,300	400,500				
	167	339,600	400,800				
	168	339,900	401,100				
	169	340,200	401,400				
	170		401,700				
	171		402,000				
	172		402,300				
	173		402,600				
	174		402,900				
	175		403,200				
	176		403,500				
	177		403,800				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		255,200	299,800	321,200	342,100	377,500	429,600

備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が５級及び６級である職員の給料月額は、この表の額に24,800円をそれぞれ加算した額とする。

附　則

（施行期日等）

第一条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定、第十一条の三の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定（「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める部分に限る。）、同条第二項及び第三項の改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

第二条　この条例による改正後の学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十一条の三第一項第一号及び別表第二の規定は令和八年四月一日から、改正後の条例第二十四条第二項及び第三項並びに第二十四条の二第二項並びに附則第五条及び第六条の規定は同年十二月一日から適用する。

２　改正後の条例第二十一条第三項の規定は、令和八年四月一日から始まる宿日直勤務から適用し、同日前から始まる宿日直勤務については、なお従前の例による。

（令和八年四月一日から施行日の前日までの間における給料表の適用を異にする異動者等の号給の調整）

第三条　令和八年四月一日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、この条例による改正前の学校職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定が適用された場合との均衡上必要と認められる限度において、東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日から令和九年三月三十一日までの間における異動者等の号給の調整）

第四条　施行日から令和九年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができ

る。

（期末手当に関する特例措置）

第五条　令和八年十二月に支給する期末手当に係る改正後の条例第二十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の百三十一・二五」と、「百分の百八・七五」とあるのは「百分の百十一・二五」と、「同項」とあるのは「学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和八年東京都条例第　号）附則第五条の規定により読み替えて適用される同項」と、「百分の七十二・五」とあるのは「百分の七十三・七五」と、「百分の六十二・五」とあるのは「百分の六十三・七五」とする。

（勤勉手当に関する特例措置）

第六条　令和八年十二月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第二十四条の二第二項の規定の適用については、同項第一号中「百分の百二十一・二五」とあるのは「百分の百二十三・七五」と、「百分の百四十一・二五」とあるのは「百分の百四十三・七五」と、同項第二号中「百分の六十」とあるのは「百分の六十一・二五」と、「百分の七十」とあるのは「百分の七十一・二五」とする。

（給与の内払）

第七条　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第八条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して定める。

（提案理由）

東京都人事委員会勧告等に伴い、学校職員の給与を改定する必要がある。